

人材紹介に関する基本契約書

株式会社Career Art(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)とは、人材の紹介に関する契約を下記の通り締結する。

第1条(委託業務内容)

1. 乙は甲に対し、乙の人材採用に関して乙が別途指定する要件を備えた人材(以下「候補者」という。)を紹介する業務(以下「本業務」という。)を委託し、甲はこれを受託する。
2. 甲は、本業務を善良な管理者としての注意義務をもって遂行するものとし、乙の指定する候補者に関わるデータその他の情報を乙に対して提供する。
3. 甲より紹介された候補者を乙が採用決定した場合(以下「採用者」という)、乙は甲に対し、労働基準法第15条1項に基づき直ちに書面交付または電子メールなどを利用する電子的方法をもって採用決定ならびに採用条件を通知する。
4. 乙は、採用者に前項の通知書を交付し、その内容を相互に確認する。

第2条(紹介手数料)

1. 乙と採用者の間で雇用契約が有効に締結され、採用者が乙に入社した場合、乙は甲に本業務の対価として紹介料金を支払う。但し、甲の紹介より1年以内に乙に応募があった候補者については、甲から乙に紹介があった時点で乙が甲に通知するものとし、当該候補者が採用決定に至った場合でも紹介料金の発生はしないものとする。
2. 紹介料金は、採用者の採用決定時理論年収に対して職種ごとに定めた下記料率(以下、「紹介料率」という)を乗じたものとする。但し、紹介料金が50万(税別)を下回る場合は、乙が甲に支払う紹介料金を一律50万(税別)とする。

全職種	35%
-----	-----

3. 採用決定時理論年収とは、採用者の「月例支給額×12か月+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」とする。月例支給額とは、基本給・手当その他名称如何に関わらず、毎月採用者に対し定額が支払われるものとされている報酬・対価(源泉税・社会保険料等の控除前)すべてを含めるものとする(但し通勤交通費は除く)。
年俸制の場合は、年俸額を採用決定時理論年収とする。尚、実際の年収が、採用決定時理論年収と、求職者の入職後に勤務時間・勤務日数・業務内容等の変更により増減しても、紹介料金は増減しないものとし、甲・乙共に変更分の請求は行わないものとする。
4. 紹介料金の支払いは、1名の採用者ごとに発生するものとする。
5. 乙は甲に対し、甲の請求書に基づき本条で定める請求額を採用者の入社した日の属する月の翌月末日(金融機関休業の場合、前営業日)までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第3条(紹介手数料の返還)

1. 本件業務の採用者が入社日以後、次に記載する期間内に退職した場合、甲は第3条に基づき支払われた紹介料金の一部を、下記のとおり、乙に返還するものとする。但し、①乙の都合による解雇、乙の責に帰すべき事由による雇用契約の終了、採用者の死亡、または重度の病・傷害により勤務が不可能とされる場合、ならびに第4条で規定する不可抗力により不就労となった場合、その他甲の免責が相当と認められる事由の場合はこの限りではない。

(1) 入社日以後1ヶ月未満で退職した場合 紹介料金の80%(消費税別)

- (2) 入社日以後1ヶ月以上3ヶ月未満で退職した場合 紹介料金の50%(消費税別)
- (3) 入社日以後3ヶ月以上6ヶ月未満で退職した場合 紹介料金の10%(消費税別)

- 2. 甲は、乙より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合は、前営業日)までに、前項の定めに従い紹介料金を返還する。なお、返還の際の振込手数料は甲の負担とする。
- 3. 乙が紹介料金を支払う前に採用者が退職した場合、乙は返還に該当する金額を減額して支払うものとする。

第4条(不可抗力)

不可抗力とは下記に列挙する事項、並びにそれに類する事項に関して、甲または乙が回避不可能なものをいう。

- 1. 天災地変(地震、津波、洪水、台風、火山噴火、感染症、伝染病など)
- 2. 社会的事変(戦争、暴動、内乱、テロなど)
- 3. 争議行為(ストライキ、ロックアウト、ボイコットなど)
- 4. 法令の改廃・制定
- 5. 公権力による命令・処分
- 6. 火災

第5条(守秘義務)

- 1. 甲及び乙は、本契約締結の事実、本契約の内容及び本契約の履行に関連して、相手方から開示され又は知り得た相手方に関する一切の情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、又本契約の履行以外の目的のためにこれを使用してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報としては取り扱わないものとする。
 - (1)開示の時に既に公知であった情報又は既に保有していた情報
 - (2)開示後、開示を受けた者の責によらずに公知となった情報
 - (3)正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4)秘密情報を利用することなく、開示を受けた者が独自に開発した情報
- 2. 前項本文の規定は、秘密情報の開示が、法令等(金融商品取引所の規則を含む。)に基づき義務づけられる場合又は関係当局から要請を受けた場合には、適用されない。但し、本項に基づく秘密情報の開示は、必要最小限の範囲で行なうものとし、事前に(事前に行なうことが法令上制限される場合には開示後速やかに)相手方に対してその旨を通知する。
- 3. いずれの当事者も、相手方当事者が求めた場合、相手方当事者が指定した秘密情報を返却又は廃棄しなければならないものとする。

第6条(遵守事項)

- 1. 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律、職業安定法等の関連する法令(法令、政令、ガイドライン等を含む。)に定める義務を遵守し、且つ候補者より氏名等の個人情報の取得及び利用について必要な同意を取得する等適法に本業務を履行するものとする。
- 2. 甲及び乙は、本業務を履行するために必要となる一切の措置(法令により要請される許認可の取得及び手続その他の措置を含むが、これらに限られない。)を取るものとする。
- 3. 甲及び乙は、万一前二項に関して、自身の責により第三者から乙に対して異議、苦情等の申立てあるいは実費又は対価の請求、損害賠償請求、配信停止請求等があった場合には、弁護士費用を含めて、自身の責任と負担においてこれを処理し、相手方には一切迷惑、損害をかけないものとする。
- 4. 前項にかかわらず、甲及び乙は自ら前項に定める第三者との紛争を裁判上又は裁判外その他方法の如何を問わず、双方協議の上で解決することができるものとし、かかる解決に要した一切の費用(賠償金又は和解金その他の名称を問わず、解決のために行われた金銭的支出及び弁護士報酬を含む。)を双方協議の上で相手方に対して求償・相殺することができるものとする。

第7条(反社会的勢力との取引排除)

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員で無くなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、準暴力団に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び暴力団員等の共生者、密接関係者又は密接交際者を表す次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が第1項各号のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、甲又は乙は、自らが、第1項各号のいずれかに違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。
4. 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、前三項のいずれかの違反に起因して甲又は乙が損害を被った場合、相手方は当該当事者に対してかかる損害を賠償するものとし、本項に基づく解除権の行使によってもこれは妨げられない。
5. 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務又は責任を負わないものとする。

第8条(解除)

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他何らの手続を要さず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本契約(第8条第2項及び第3項を除く。)に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反行為が是正されなかったとき
 - (2) 本業務の遂行が不完全であり、本契約の目的を達することができないとき
 - (3) 本契約の履行に関し不正又は不当な行為があったとき
 - (4) 本契約第7条第1項で定める表明保証に反する事実があるとき
 - (5) 職業安定法その他本業務を遂行するに際し遵守すべき諸法令に違反し又は監督官庁より営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (6) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき
 - (7) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続(外国法上の手続を含む。)の開始の申立てをなし、又はなされたとき

- (8)自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手につき、不渡りとなったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (9)前3号の他、債務超過その財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (10)解散の決議をしたとき
 - (11)相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡しようとしたとき又は譲渡したとき
 - (12)その他、本業務の継続を困難とする重大な事由が発生したとき
- 2.前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、解約日の30日前までに相手方に書面をもって通知することにより、いつでも任意に本契約の全部又は一部を将来に向かって解約することができる。
- 3.甲又は乙は、本条第1項に基づく解除をした場合、当該解除によって相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとする。

第9条(損害賠償)

- 1.甲及び乙は、本契約の違反、事故、その他自己の責めに帰すべき事由によって、相手方に損害を及ぼした場合には、相手方の被った直接かつ通常の損害について賠償するものとする。
- 2.甲及び乙は、第三者の責めに帰すべき事由によって損害を被った場合で、相手方に故意又は重過失がある場合、その過失の範囲内で直接かつ通常の損害について賠償するものとする。
- 3.前条に基づく解除権の行使は、本条に基づく損害賠償の請求を妨げないものとする。

第10条(協議)

本契約に定めない事項およびその解釈に疑義を生じた時は、甲および乙は信義誠実の原則に従い協議のうえ決定するものとする。

第11条(契約期間)

- 1.本契約に基づき甲が本業務を行う期間(以下「本業務期間」という。)は、本契約の締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までにいずれかの当事者より契約終了の通知のない限り、本業務期間は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2.本契約の第2条・第5条・第6条・第7条・第9条の規定は、本契約の契約期間満了または解約後も有効に存続するものとする。

第12条(準拠法)

本契約は日本の国内法に準拠する。

第13条(裁判管轄)

甲及び乙は、本契約に関連して生じる訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条(完全合意)

甲及び乙は、本契約が本件業務に関して本契約の成立以前になされたあらゆる合意に優先して適用されることに合意する。

第15条(権利義務の譲渡)

乙は、甲の事前の承諾がない限りいかなる場合においても、本契約上の権利または義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならないものとする。

第16条(契約内容の変更)

本契約に変更を加える必要が生じる場合には、事前に甲乙協議の上、別途個別契約書を書面で取り交わすことによって成立するものとする。

以上、本契約書成立の証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

締結日：

甲 株式会社Career Art
代表取締役 土井 啓史

東京都渋谷区恵比寿南3丁目1番1号恵比寿グリーングラス920
有料職業紹介事業 許可番号13-ユ-314000

印

乙

印